

事後審査型一般競争入札に関する共通注意事項について

(平成20年1月17日市長決裁)

(平成26年4月1日改正)

(平成27年4月1日改正)

(平成28年4月1日改正)

(平成29年4月1日改正)

1 入札手続等の方法

事後審査型一般競争入札は、参加申請、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

2 入札執行の日時等

各入札案件の公告及び電子入札システムを参照のこと。ただし変更するときがある。この場合は、別途告知を行う。

3 入札に参加するために必要な資格

各入札案件の公告を参照のこと。

4 入札参加資格の有無の確認

入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書を電子入札システムにより提出する。開札後、落札候補者となった者で、市長から入札参加資格の確認に必要な資料（以下「確認資料」という。）の提出を指示された者は、その指示された日の翌日から起算して、原則として2日以内に提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。

5 設計図書等

仕様書、施工図、入札金額見積内訳書等（以下「設計図書等」という。）は、電子入札システム（入札情報公開システム）からダウンロードすること。

なお、電子入札システム（入札情報公開システム）に掲載しない設計図書等があるときは、各入札案件の公告にその旨及び閲覧方法等について記載する。

6 現場説明会

原則として、現場説明会は行わない。

7 設計図書等に関する質問

設計図書等に質問がある場合は、入札書受付締切日の4日前（休日を含まない。）までに、質問書を電子入札システムにより提出すること。質問に対する回答は、電子入札システムにより掲示する。

8 入札に関する注意事項

- (1) 入札公告等で明示した場合を除き、入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。ただし、次に掲げるときに入札に参加する者の数が1人になった場合は、この限りでない。

ア 再度入札のとき。

イ 他の者がした入札を失格としたとき。

ウ 一抜け方式を適用した入札において、先に開札した入札の落札者がした当該入札への入札を無効としたとき。

エ 入札書の提出時に入札金額見積内訳書の提出を求めた場合において、入札金額見積内訳書の未提出又は内容の不備により、他の者がした入札を無効としたとき。

(2) 入札書に記載する金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税にかかわる課税業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額からその者が課税事業者であった場合において課されることとなる消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額を電子入札システムに入力すること。

(3) 提出書類

ア 入札にあたっては、入札金額見積内訳書を電子入札システムによる入札書提出の際に添付すること。（入札公告等において、添付を要しない旨が明示されている場合を除く。）

なお、入札金額見積内訳書については、ダウンロードしたファイル形式（Microsoft Excel 形式）のまま添付することとし、原則としてファイル形式をPDF等に変換しないこと。

イ 落札者は、落札決定後、免税事業者である場合は免税事業者届出書を提出すること。

(4) 入札回数

ア 初度入札において、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額以上の価格の入札をした者）がないときは、2回まで再度入札を行う。ただし、次のいずれかに該当するときは、再度入札を行わない。

(i) 落札者の決定に係る調査基準価格を設けたときであって、初度入札において低入札価格調査対象入札があったとき。

(ii) 再度入札に参加することができる者がいないとき。

(iii) 当該入札に係る予定価格を入札前に公表したとき。

イ 再度入札に参加できる者は、初度入札及び直前に執行した再度入札に参加した者とする。ただし、初度入札及び直前に執行した再度入札において無効の入札を行った者並びに最低制限価格を設けた場合において最低制限価格から消費税及び地方消費税に相当する金額を除いた金額未満の入札をした者は、その後の再度入札に参加することができない。

(5) 入札の辞退

入札参加資格申請を受け付けた後であっても、電子入札システムにより入札を辞退することができる。

(6) 建設業法等関係法令の遵守について

入札にあたっては、建設業法（昭和24年法律第100号）等関係法令を遵守するとともに、八潮市契約規則（以下「規則」という。）、八潮市建設工事等事後審査型一般競争入札試行要綱、八潮市建設工事等電子入札運用基準及び八潮市建設工事請負契約約款又は八潮市委託契約約款（以下「規則等」という。）、設計図書等の記載事項並びに現場を熟知の上入札すること。

(7) 独占禁止法等関係法令の遵守について

入札にあたっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。

(8) その他

落札とすべき同額の入札をした者が2人以上いるときは、電子入札システムによる電子くじを実施して落札候補者を決定する。

9 入札の無効

規則第14条に定めるもののほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 競争参加資格確認申請書を提出しない者がした入札
- (3) 入札金額見積内訳書の添付のない入札及び入札金額見積内訳書の内容に不備のある入札（入札公告等において、添付を要しない旨が明示されている場合を除く。）
- (4) 入札参加資格の審査のために市長が行う指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札
- (5) 入札保証金の納付を要する場合において、所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- (6) 電報、電話及びファクシミリ等による入札
- (7) 明らかに連合によると認められる入札
- (8) 虚偽の競争参加資格確認申請書を提出した者がした入札
- (9) 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
- (10) その他入札の公告に示す事項に反した者がした入札

10 契約保証金

契約保証金については、規則第28条及び第29条並びに八潮市建設工事等事後審査型一般競争入札試行要綱第18条第3項に定めるところによる。

11 支払条件

入札公告等に支払いをする旨の定めがある場合、次のとおり取り扱う。

- (1) 前金払

規則第34条及び八潮市建設工事前金払事務処理要領に定めるところにより、前金払を行う。

(2) 中間前金払

規則第34条及び八潮市建設工事中間前金払事務処理要領に定めるところにより、中間前金払を行う。ただし、入札公告等に次号に定める部分払も選択できる旨の定めがあるときは、中間前金払と部分払とは選択制とし、契約締結時に落札者が選択するものとする。

(3) 部分払

規則第35条に定めるところにより、部分払を行う。ただし、入札公告等に前号に定める中間前金払も選択できる旨の定めがあるときは、中間前金払と部分払とは選択制とし、契約締結時に落札者が選択するものとする。

12 その他

- (1) この共通注意事項及び入札案件ごとの公告に定めるもののほか、当該入札案件に係る入札及び契約手続きについては、規則等及び設計図書等の定めるところによる。規則等については、財政課契約係において閲覧することができる。また、八潮市建設工事等電子入札運用基準については八潮市ホームページから閲覧することができる。
- (2) この共通注意事項と入札案件ごとの公告とにおいて、内容に齟齬があるときは、公告に定める内容を優先して適用する。
- (3) 電子入札システムにより競争参加資格確認申請書を提出した後で、入札書受付期間内に入札または辞退届の提出がない場合は、入札を辞退したものとみなす。
- (4) 提出された確認資料は返却しない。
- (5) 建設工事の入札案件において、落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に全工期専任で配置すること。
- (6) 過去1年間に八潮市内で工事事故等を起こしたことがあり、かつ、八潮市に通報していない場合は、入札書受付締切日の2日前までに申し出ること。
- (7) 入札参加者は、入札後、この共通注意事項、規則等、公告、設計図書等及び現場等についての不明を理由として、不服を申し立てることはできない。
- (8) 入札参加者は、発注者に対し開札（再度入札の開札及び随意契約による場合の見積合せを含む。）の前に入札参加意思を表明してはならない。ただし、設計図書等に関する質問書を電子入札システムにより提出することは、入札参加意思の表明とみなさない。